

第15回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和3年9月14日（火）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立しております。

これより本日の会議を開きます。

細井町長並びに柿崎教育長から提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

それでは、本日の会議に入ります。

本日は、学務課、生涯学習課、建設課、上下水道課の順に審査を行います。

学務課、生涯学習課、建設課は認定第1号 令和2年度西和賀町一般会計歳入歳出決算が審査の対象となります。

上下水道課の審査は、認定第5号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第6号 令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の2特別会計と認定第9号 令和2年度西和賀町水道事業会計決算が審査の対象になります。

それでは、学務課の審査を行います。学務課が所管する2款総務費、3款民生費、10款教育費について、学務課長から事業の説明を求めます。

学務課長。

学務課長 おはようございます。教育委員会学務課が所管する主な決算内容についてご説明いたします。

初めに、出席しております学務課職員を紹介させていただきます。学務課課長代理、石川茅です。主査、佐藤達也です。主任、大島広美です。そして、私、学務課長の照井です。よろしくお願いたします。

それでは、皆さんに配付しております学務課

を抜粋した決算書で説明いたします。

2ページをお開き願います。2款1項5目財産管理費、25節教育施設整備基金積立金5,004万6,000円は、今後の教育施設の整備のため基金積立てを行ったもので、この積立てにより令和2年度末の基金現在高は3億4,145万9,000円となっております。

続いて、3款2項1目児童福祉総務費の12節委託料について説明いたします。学童保育業務委託料1,060万円ですが、保護者が仕事等により日中家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童に授業終了後の生活の場の提供等を行っているもので、社会福祉協議会に運営を委託しております。令和2年度利用者数は、湯田学童クラブ、利用実人数43人、延べ利用人数3,351人、沢内学童クラブ、利用実人数22人、延べ利用人数2,789人となっております。開所日数は、いずれも289日です。

次に、病児保育業務委託料590万5,000円ですが、病気のために集団の保育や家庭での保育が困難な児童を一時的に専用施設で預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援しているものです。委託先は、さわうち協立診療所です。前年度は100人の利用でしたが、新型コロナウイルス感染症の衛生管理効果であると考えられますが、令和2年度においては例年多いインフルエンザによる利用がなく、年間利用者数は20人にとどまっています。

次に、保育所措置委託料(湯本保育園)3,190万410円、入所措置人数は令和3年3月末現在で24人です。その下の川尻保育園は3,536万3,950円、入所措置人数は31人、広域入所分は49万3,200円、入所措置人数は1人で、入所先

は金ヶ崎の保育園となっております。

続いて、18節にしわが愛児会補助金490万1,842円ですが、にしわが愛児会の円滑な運営を図るため、本部会計に対し補助を行っているもので、経理担当事務職員の雇用に係る人件費分の経費助成を行ったもの、また保育園へのエアコン設置工事への補助も併せて行ったものです。その下の私立保育所等副食費補助金147万1,500円は、令和元年10月から保育料は無償化となりましたが、副食費については無償化の対象とはなりません。西和賀町では、子育て支援として国の基準として免除対象とならない3歳以上児の副食費に対しても無償化を行っておりますので、愛児会さんに収入が入ってこない分を補助金として、1人当たり月額4,500円を限度に補助したものととなります。

それでは次に、10款教育費に係る主な決算内容を説明申し上げます。8ページをお開き願います。10款1項2目事務局費、7節報償費、講師謝礼137万9,102円は、西和賀高校魅力化支援事業の学習支援対策として行っている小論文講座や休日の課外授業の講師謝金となります。12節委託料、下宿業務委託料240万円は、平成30年度から小規模校の特性を生かしたきめ細かな学習及び部活動に取り組む西和賀高校に広く県内から入学生を募集し、充実した高校生活を送ることができるように西和賀町下宿生として受入れを行っておりますが、委託先の光寿会への業務委託料となります。湯本地区の旧旅館施設を下宿先としており、令和2年度の下宿生は5名となっております。

次に、10ページをお開き願います。18節負担金、補助及び交付金、西和賀高校魅力化支援事業補助金493万7,300円の内訳ですが、大きく4つになります。1つ目は、兄弟姉妹世帯通学費補助が80万8,680円で、内容は兄弟姉妹で西和賀高校に通学する生徒の通学費を助成し、保護者の負担軽減を図ったもので、入学時に兄や姉がいる場合、弟、妹の通学費を全額補助してい

るものです。2年度の対象者ですが、町内4人、町外3人となっております。

2つ目は、模試・資格検定試験補助が139万5,510円で、内容は生徒の進学、就職の希望をかなえるための学力向上対策として、模擬試験や資格検定に係る受験費用の一部を助成したものです。英語検定等の費用も含まれております。

3つ目は、給食費補助が153万5,610円で、内容は昼食の副食代に係る経費を助成したもので、1食330円に対し180円を補助、自己負担は150円となっております。月平均ですが、48名が利用しており、利用率は47%でありました。

4つ目は、語学研修補助が112万1,620円で、例年オーストラリア、シドニーに西和賀高校生5人、教員1人を派遣する海外派遣事業を実施してはりましたが、新型コロナの影響により実施することができず、令和2年度は福島県の語学施設に変更して実施しました。令和3年3月2日から5日の3泊4日、講師は全て外国人で、施設内は全て英語で生活するブリティッシュヒルズという施設に生徒10人、引率2名を派遣しました。英語力の向上、特にも英語でのコミュニケーション能力の向上を主体に、世界文化の学びも交えて研修を行っております。生徒からは、充実した施設であり、また楽しみながら英語を学べることができたと好評の感想をいただいているところです。

決算附属資料の134ページをお開き願います。下段の西和賀高校魅力化支援事業を御覧ください。これら補助金等合計した魅力化支援事業の事業費決算は847万2,000円となります。うち西和賀高校魅力化支援基金充当は800万円です。令和2年度末の基金現在高ですが、2,027万3,000円となっております。そのほか、西和賀高校魅力化支援事業の事業概要、結果等はここに記載しておりますので、御覧願います。

それでは、抜粋した決算書に戻っていただきます。12ページ中段になります。10款2項1目学校管理費、10節修繕料584万9,469円の内主な内

容は、スクールバス車検修繕、湯田小学校校舎雨漏り修繕、沢内小学校校門移設、除雪機の点検修繕、屋外遊具修繕等となっております。

次に、14ページ中段になります。17節タブレット型パソコン770万円、ウェブカメラ3万800円、スピーカーフォン5万3,900円は、小学校G I G Aスクール環境整備事業により、児童1人1台端末を整備し、ICTを活用した学習環境の充実を図ったものです。小学校においては、タブレット端末171台を整備したほか、臨時休校等にも対応できるよう遠隔授業のための機器購入を行っております。

次に、16ページ中段になります。19節扶助費、準要保護児童援助費162万1,935円は、援助を希望する方に対して認定基準に基づき審査を行い、該当児童21人に援助を行ったものです。援助の内容は、学用品、給食費、修学旅行費、新入学用品等になります。

次に、18ページ中段になります。ここからは、中学校費になります。10款3項1目学校管理費、10節修繕料257万2,329円の内容は、除雪機、スクールバスの車検修繕、湯田中学校電話設備修繕、沢内中学校の校舎内窓ガラスビートの交換、敷地舗装修繕等になります。

次に、20ページになります。17節タブレット型パソコン488万7,586円、ウェブカメラ、スピーカーフォンを中学校費においても整備したものです。中学校においては、タブレット端末106台を整備したほか、小学校費同様臨時休校時にも対応できるよう遠隔授業のための機器購入を行っております。

次に、22ページ中段になります。19節扶助費、準要保護児童援助費150万1,042円は、援助を希望する家庭に対して認定基準に基づき審査を行い、該当生徒13人に援助を行ったものです。援助の内容は、学用品、給食費、修学旅行費、体育実技用具等になります。

次に、24ページになります。10款5項3目学校給食費、12節委託料、湯田小学校給食室改修

工事設計業務委託料49万5,000円、湯田中学校給食室改修工事設計業務委託料49万5,000円、西和賀町総合給食センター基本実施設計監修業務委託料220万円、西和賀町総合給食センター造成設計業務委託料161万7,000円、学校給食調理場設計業務委託料1,605万7,800円、そして14節総合給食センター造成工事3,256万8,800円は、令和3年11月末完成、令和4年4月稼働開始を予定している総合給食センターの令和2年度に実施した設計業務委託料、造成工事費となります。町内の給食施設を1か所に集約し、学校給食衛生基準に適合した施設を建設します。そのほかの学校給食費については経常経費になりますので、説明は省略させていただきます。

26ページ以降につきましては、左上に保育所名を入れておりますが、3保育所ごとの決算となります。

続いて、決算附属資料について若干説明させていただきます。決算附属資料の231ページをお開き願います。1、総務関係ですが、(1)、教育委員会議の開催ですが、令和2年度は定例会を12回開催しております。

(2)、奨学金の貸与状況ですが、2年度の貸付けは13人、貸付金額は690万円、償還は52人、償還金額は1,205万2,200円となっております。

(3)、教員住宅の利用状況ですが、川尻、湯田中、湯本、新町、泉沢合わせて11戸の利用となりました。旧教員住宅につきましては、上野々2戸について町内企業にお貸ししている状況です。

232ページは2年度の児童生徒数などになりますので、説明は省略させていただきます。

以上で学務課の所管する主な決算について説明を終わります。よろしくお願いたします。
委員長 学務課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 おはようございます。私のほうからは、3点ほどお聞きしたいと思います。

まず1点目は、附属資料の134ページの下段、西和賀高校魅力化支援事業の中で、今課長からもご説明がありましたが、模擬試験等の受験料の補助ということで139万5,510円を補助したということでありますが、模擬試験等が31回、資格検定試験が14回ということですが、この資格検定試験の例えば合格率であるとか、どれくらいの受験生徒がいて、合格あるいは資格取得をした生徒が何名ぐらいいるのかということが1点目。

2点目が附属資料の次のページ、G I G Aスクール環境整備事業についてですが、これは小学校も中学校もかぶるわけですが、この中で運用保守管理業務委託料が264万円ということで計上されておりますが、運用保守管理業務委託料というのは、どのような積算でこの金額になっているのか。例えばタブレット1台につき幾らというような計算なのか、どのような委託料の金額の積算根拠なのかということと、もう一点は抜粋のほうの決算書の2ページですが、教育施設整備基金積立金を今回5,000万ほど積立てして、総額で3億円以上の積立金の金額になっているということでご説明をいただきましたが、恐らく基金ですので、運用条例等あるかというふうに思いますが、ここの教育施設整備基金の運用については、例えば軽微なものについては基金を取り崩さないとか、大規模な修繕については使うだとか、そういったことなのか、基本的な考え方についてお聞きしたいと思います。

委員長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

申し訳ありません、最初の資格検定試験の部分ですけれども、受験者数は把握しているのですけれども、その後の合格率の部分はちょっと資料を持ち合わせておりませんでしたので、明日の総括の冒頭で説明をさせていただければと思います。

あと、引き続きで申し訳ありませんが、タブ

レット端末の運用保守につきましては、1台当たり幾らの部分なのかというところ、すみません、手元にちょっと資料がありませんので、そこも併せて明日の冒頭説明させていただきたいと思います。

あと、教育施設整備基金の考え方ですけれども、新たに施設を建設する、または大規模な改修をする、そういった部分で基金を活用するというで運用しているということになりますので、財政担当の運用もありますけれども、小規模な修繕とか、そういった部分ではなく、大規模改修、そして新たに建設する施設、そういった部分に活用する考えで進めております。

以上となります。

委員長 淀川豊君。

10番 基金の積立てについては理解しました。

あとは明日総括でということだと思っております、G I G Aスクールについて質問したのは、小学校に171台のタブレットを導入して、運用保守管理業務が264万で、中学校は106台導入して、またこれも同じ金額の保守管理業務委託料の264万ということになっているので、台数ではないということなのかなということで、台数であれば保守管理委託料も中学校はもう少し、台数でいけば中学校は6割程度ですので、安くなるのかなと。その辺の積算根拠はどうなっているのかなということでお聞きしました。

G I G Aスクールでタブレットが準備をされて、カメラであるとか、スピーカーであるとか、ソフトウェアとかも準備をされて、ウェブ授業とか遠隔授業も実施できるような状況になったかというふうに思いますが、令和2年度では遠隔授業等の実績というか、そういったものはあったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

委員長 学務課長。

学務課長 タブレット端末の活用状況についてお答えしたいと思います。

基本どの教科においても日常的な活用はでき

ますし、あと授業において先生が児童生徒個々の考えを容易に把握できるということになります。また、教材の配付、あと授業の記録が残りますので、復習等にも役立っているという状況でした。

また、検索による調べ学習、自分で調べる、学べるのが格段に向上するということがありますし、あとノートとしての記録、レポート作成、英語等では読み、聞き取りの繰り返しの確認、そういった部分でありますし、あとは教科書にQRコードがついているのですけれども、それによってもっと詳しい説明も自分で読み取りでできるということになります。

どのように実際遠隔とかで活用されているかということでしたけれども、令和2年度においてはなかったのですが、令和3年度では、例えばですけれども、沢内中学校さんで全国大会に出場した生徒がおりました。安全面を考慮して、ある程度自宅での待機というか、あったのですけれども、その期間遠隔で英語の授業に参画しているという場面がありました。実際教育長も担当も、その授業を見てきたそうですけれども、非常にスムーズに授業は行われておりまして、発言等も逆にタブレット端末で参加している子のほうが活発に意見を出していたりとかということで、学校さん側のほうもかなり運用を意識して、積極的に使ってきている状況ではありません。

実際家庭でお子さんたちのタブレット端末が動くかということにつきましては、夏休み期間中に持ち帰りをして、動作確認等は各学校でやっていたという状況でした。その結果については、特段動作に関しては支障がなかったという報告を受けているところです。今後そういった遠隔もありますし、実際欠席した児童さんなんかも、授業を録画していたものを後で見ることができたりとか、そういった部分で大きく活用できるのかなと思っていますところでした。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 大分遠隔授業だけではなくて、日常の授業の中にもタブレット等が活用されて、効果を少し発揮できているのかなということですが、今後コロナ等の影響がどうなるかまだ分かりませんが、臨時休校等が長引くかどうか、そういうような場合に、よくマスコミ等でも言われておりますが、通信費の問題が最近取り上げられているような状況ですが、我が地域においては日常というか、これからの年間維持費の中に通信費が入ってくるかと思いますが、通信費についてはどのような見込みというか、感じを持っておられるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

委員長 学務課長。

学務課長 それでは、通信費について考え方をお答えしたいと思います。

基本家庭のほうにネット環境がある家庭につきましては、家庭負担となりますけれども、ネット環境を整備されていない家庭もあります。そういった家庭に関しましては、町のほうでルーターを貸出ししているという状況です。通信費1台月3,000円ほどかかるということで、今年度は2か月分まず予算措置をさせていただいているところでした。ただ、今利用がかなり進んでいる状況で、アンケート、あと学校の意見等を聞くと、2か月だけではなく、やはり1年を通して子供さん方には持ち帰りをさせながら、そういった学習環境の利点を生かしながら、タブレットを学ばせたいという意見が多いですので、通信費につきましては、2か月にはなっていますけれども、この後考え方は学校さんと協議しますけれども、通信費のほうは補正対応も視野には入れているところです。

ただ、将来的に貸出しのルーターにつきましては、ずっと貸し出すという考え方ではおりません。ある程度期間を設けて、やはり家庭負担が原則ということで、もしどうしても経済的にということであれば、準要保護の部分の援助費が

ありますので、そちらで対応していくということを考えているところです。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 私からも3点ほど質問したいと思います。

最初は、令和2年度は総合校務支援システムの導入ということが語られていたと思いますけれども、これによって職員の業務軽減は図られたのかについてが1点。

あと、決算附属資料の134ページの西和賀高校の存続対策事業、例年どおりの予算執行となっておりますけれども、実施状況を見ますと、広報紙による情報提供が1回となっております。例年より少ないのではないのかなという印象を受けましたので、予算執行の内容について伺いいたします。

あと、次のページの公営塾の運営事業なのですが、すけれども、まちなか交流館を使って行われているのが大半でありまして、まちなか交流館の管理を担当しているふるさと振興課のときにもお聞きしたのですが、管理費等で370万ほどかかっている使用料は3万5,000円、これは高校を中心とする学習支援のため、学生、生徒からはお金が取れないのでというような話がありました。ある意味、全てではないにしろ、まちなか交流館の運営経費に関わる部分は西和賀高校支援というふうに町民も捉えていると思いますので、西和賀高校を中心とする学習支援の成果について、担当課としてどのように捉えているのかお聞きいたします。

委員長 学務課長。

学務課長 それでは初めに、校務支援システムについてお答えしたいと思います。

まず、このシステムにつきましては、教職員の長時間勤務の改善、あと業務負担軽減を目的としまして、町内4小中学校全てにおいて統合型校務支援システムを導入しております。このシステムですけれども、児童生徒の学習記録である指導要録の作成、あと通知表の作成、あと

出席、欠席の管理、授業の時数管理、健康診断表、あと保健室の来室管理など、一元管理ができるというシステムになっております。

実際に負担軽減になっているかということですけれども、システム化されたことによって、先生方こういった管理部分については軽減になっていると思っております。県のほうでも、全県としてこのシステムの導入を今、遅れながらと言ったらなんですけれども、進めようとしているところで、西和賀町につきましてはおかげさまで導入が早いほうになっております。まず先生方、実際に昨年度から使ってみて、様々な使った感想というか、こういったところはどうかしたらいいのだという問合せ等はいただいているところですが、総合すると、やはり一元管理できるという部分で効果は出ていると認識しているところです。

そして次に、西和賀高校存続対策事業の広報紙発行による情報発信1回の件ですけれども、例年であれば三、四回広報紙雪華を発行して対応しているところでした。令和2年度につきましては、広報紙発行を1回にして、その分部数を増やして北上市内の中学生にも全部配布するというので、事業展開を図ったものです。通常であれば、行政区配布とかで町のほうの皆さんにも配布していたところですが、実際の北上管内の中学生家庭のほうにも知ってもらうためには、部数を増やして中学校の家庭のほうに配布したほうがいいのではないかとということで、今回は取り組ませていただいたところでした。

まちなか交流館の公営塾事業につきましてですけれども、西和賀高校の一番の魅力というか、守っていかねばならないところところは、やっぱり個別の学習支援がしっかりしているところだと思います。今学級数が減ったことによって、先生方の数も減ってきている状況の中で、落ち着いた西和賀町の環境でしっかりと学習ができるということは一番の魅力に

つながる点だと思います。その部分、先生方が少なくなった分、町のほうとしても学習支援として課外の授業とか模試とか、そういった部分でフォローしようとしているのが公営塾事業ということになっております。ですので、西和賀高校の学習支援の部分では、大いにというか、効果は出ているものと私のほうは認識しているところです。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 総合校務支援システム、順調に動いているということなのですけれども、さらに今言われたこと以上に管理を一元化する項目を増やしていくという計画なのか、それともまずある程度、令和2年度行われたことを引き続きやっていくのかということが1つと、広報紙を北上のほうに配布ということでしたけれども、その効果がどのように出ているのかという点が2つ目。

公営塾についてなのですけれども、西和賀高校で公営塾の意義というのは大変大きいと理解しております。ただ、まちなか交流館のほうの使用で地元のほうから、公営塾で使っていて自分たちが使おうと思っても使えないときがあったのだよという声も一部聞いたりします。高校のほうでも以前、まちなか交流館の位置が少し遠くてというような話もありました。担当課として、効果が上がっているのはもちろんでしょうけれども、もう少し近く空き地とか、ほかの施設を利用してこの事業を行って、そうすることによって逆にまちなか交流館の利用頻度がほかのほうに増えるという効果もあると思いますけれども、場所についてももう少し近くをというように検討はされているのかどうか、続けてお伺いいたします。

委員長 学務課長。

学務課長 初めに、校務支援システムについてお答えいたします。

令和2年度の利用の部分を継承というか、引き続き令和3年度も行っていくことで、まずス

タートはしております。ただ、そういった使っている中で、いろいろ学校さん側のほうから意見は出てくると思いますので、それを踏まえて来年度どうしていくかという部分は、これから検討していきたいと考えているところです。

北上市内のほうに配布した効果があるかという部分ですけれども、なかなか数字では表すことはできないかと思います。ただ、今年の西和賀高校の体験入学ですけれども、通常であれば60人程度の見学だったのが、今年度は100人ぐらいいまで増えているということもありますので、北上市内のほうの西和賀高校に対する認識というか、評価というか、そこは上がってきているのではないかと感じているところではあります。

そして、まちなか交流館利用についてです。学校と距離もあるという部分で、利用のところが課題ではあるというところですが、例えば冬期間の部分で移動が大変とか、そういった部分につきましては学校さんと協議して、学校側でやったりとか、そういったケースによって柔軟に対応している部分はあります。

ただ、もう少し近場の施設でという部分につきましては、まだ場所も検討して、いい場所というか、的確な場所というは今思い当たらないのですけれども、公営塾開催のスムーズさをもっとよくしていければということだと思いますので、学校さん側とまず引き続き協議していきたいと思っています。

以上です。

委員長 早川久衛君。

9番 2点ほどお伺いをします。

抜粋の10ページ、自動車重量税が4万1,500円の不用額を起こしておりますけれども、車検通ったのか、取らなくて忘れていいのか、それとも廃車にしたのかということが第1点目。

それから2点目は、12ページに修繕料584万9,469円というのがあって、そのほか五、六件あるわけで、全部で1,263万千何がしかありますけれども、この1,260万何がしかの保険料は

何ぼぐらい対象になっているのかということをお聞きします。

委員長 学務課長。

学務課長 それでは、初めに10ページの自動車重量税につきましてお答えしたいと思います。

まず、不用額が出ているところですが、スクールバスを1台廃車にした関係上、ここに1台不用額が生じてしまったということです。

あと、12ページの修繕料の部分に保険料も含まれているかという考え方でよろしかったでしょうか。スクールバスが車検を通るとき、修繕料と保険料は別個に支出して対応しているという状況になります。ですので、修繕料の中には保険料は含まれておりません。

以上です。

委員長 早川久衛君。

9番 修繕料というのは、校舎のいろいろな修理、修繕のことを言っているのです、車ではなくて。千三、四百あるわけで、そのうち何ぼぐらい、ほとんど民間はちょっと壊れてもみんな保険で直しているわけで、教育委員会ではどの程度対応したのかということを確認したくてです。

委員長 学務課長。

学務課長 大変申し訳ありませんでした。学校施設等含めた形の修繕料の中で、保険対応している部分は幾らあるかということだと思います。

令和2年度につきましては、保険対応している部分はありませんでした。雪害等で発生した場合、対象となる部分は出てきますけれども、令和2年度においては発生してはおりませんでしたので、保険対応した部分はない状況にあります。

委員長 高橋和子君。

4番 抜粋のほうで2点お伺いしますが、児童生徒の健康に関することで、10ページの心の教室相談員の謝金があります。心の相談関連での状況をお伺いしたいことと、それから20ページの毎年行っております児童生徒の健康診断です

が、ここでどういう健康状態なのかということをお伺いしたいので、精密検診に該当する児童生徒の数などお伺いしたいと思います。

委員長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

初めに、決算附属資料の135ページの下段を御覧いただければと思います。教育相談設置事業、こちらのほうが心の教育相談員の設置事業ということになります。湯田中学校、沢内中学校に1名ずつ心の教育相談員を設置いたしまして、生徒の心の悩みとか、そういった部分を気軽に相談できる体制を取っているというところになります。

体制としては、週2日勤務していただいて、1日5時間勤務、そして相談内容、件数等になりますけれども、まずトータルで238日開設しまして、相談件数は489件あったということになります。気軽に相談できる体制づくりということですので、生徒さん方の話し相手とか、そういった部分も含めての件数になります。実際の中身の件数について、こちらのほうでは把握したものはありますけれども、大きいじめとか、そういった部分が主体ではなくて、生徒の相談的な部分の気軽に相談した件数のほうが圧倒的に多いという状況にあります。

あと、児童生徒の健康診断の結果ですけれども、各種健診を受けて、さらに検査が必要だという児童生徒、出てくるのは確かに出てきております。数人程度ですけれども、ただ実際に細かな部分につきましては、ちょっとこの場では公表できるものではないと思いますので、そういった場合は再度専門の機関のほうに行って受診をしていただくという対応を取っているということで回答させていただきたいと思います。よろしくお祈いします。

委員長 高橋和子君。

4番 分かりました。

私は、議会でこういう質問をすることによっ

て、子供の健康ということをやっぱり全町で気にしていくということ、特に心の問題は都会とは違いますけれども、やはり早めにつかんで対応していくということが大事だと思います。昔中学校で過呼吸がずっとはやったことがあります。それは都会で、例えば北上市などで多発した10年ぐらい後に発生しております。ですから、そういった予防するような考え方からも、教育委員会としても心の健康、体の健康を把握していただきたいし、人数が少ないので、何人とか言うとかの子かなと分かる場合もあるというような、こういう僻地性のあれで、追求しなくてもいいですが、私たちもある程度、健康診断したら子供の健康の傾向がどのようになっていくのかということを知りながら、議会でも予算化したり、提言したりしていきたいなと思ひましてお伺いしましたが、もし後でこういう全町に流れる形ではなく、お知らせいただければ、資料としても構いませんので、お知らせいただきたいと思ひます。

委員長 質問ですか、意見。

(何事かの声)

委員長 学務課長。

学務課長 まず、初めの心の教育相談員につきましては、相談員を頼んでいる方ですけれども、保育所の経験のある方で、生徒さん方もよく分かっている方々で、生徒さん方も安心して相談できる環境にあって助かっているなというところが正直な感想です。

あと、健康診断の結果、この場でなくてもということですが、どこまでお知らせできるか内部でもちょっと検討させていただいて、後で和子委員さんのほうにお知らせできればと思ひます。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 附属資料の232ページでございます。(2)のほうの施設整備等の状況ということで、空き校舎で旧沢内第一小学校体育館の雨漏り修繕と

いうことですが、こちらの体育館は現在使用中とか、そういうことでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 旧沢内第一小学校についてお答えしたいと思ひます。

この施設は、使用している状況ではありませんけれども、まず空き校舎管理の部分で屋上のシートの部分が劣化して、雨漏りが著しい状況で、校舎内に、体育館側のほうなのですが、大雨のときは水が流れ込む状況でした。天井ボードが落ちるような感じにもなっていましたので、管理上そういった部分を直す必要があると判断いたしまして、屋根の部分の雨漏りに関しまして修繕を行ったというところでした。人が入って利用しているという場面はない施設です。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 今後ともそういう見込み、あるかないかは未来のことですので分かりませんが、そのための修繕ということによろしいですか。

委員長 学務課長。

学務課長 沢内第一小学校につきましては、将来的な利用をどうするかという部分は、まだ結論が出ていない施設になります。ですけれども、今後どうするかの部分も踏まえて対応はしなければならぬのですけれども、雨漏りの状況をこのままにはしておけないという状況で判断いたしまして、まず修繕をさせていただいたというところになります。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 そうしますと、ほかの施設でも似たような状況というのはあるのではないかなと思ひますが、そちらのほうも同じような考え方でよろしいでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 ほかの空き校舎につきましては、まずこちらのほうで管理している部分がありますので、

雨漏り対応がほかにも発生しているのは事実です。ただ、職員で修繕対応できる部分、上に上がってパッチというか、貼ったりとか、そういった部分で、できる限り自分たちで管理できる部分は管理しておりますけれども、今回の沢内第一小学校につきましては、ちょっと大きかったものですから、業者さんのほうにお願いして対応していただいたというところです。

あとは、空き校舎の部分につきましては、活用部分は大きな課題であると思います。ただ、活用方法がまだ決まっていない段階でそのままにしておくわけにはいきませんので、修繕対応できるところは自分たちでも対応してということで、まず管理しているのが今の現状というところになります。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 自分たちで修繕することも考えているのだということでございます。大変危険な作業だと思っておりますので、十分気をつけてやっていただければというふうに思います。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 今の第一小学校の空き校舎の体育館の修繕ということで、同僚委員からも質問がありましたが、その点でちょっと確認したいというふうに思いますが、課長の答弁からすると、雨漏り等の対応については職員がやったり、職員でやれないところは業者に委託するなどして雨漏り対応をしているというような答弁でしたが、ほかの施設についても、そういうような対応を今後もしていくということよろしいですか。

委員長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

空き校舎に関しましては、大きな課題であると認識しています。今回の定例会にも、例えば旧貝沢小学校の部分とかの請願陳情も出ている状況でもあったかと思いますが、まず活用方法が定まっていない状況の部分につきましては、

管理責任というか、部分がありますので、学務課のほうで修繕対応をしていくというのが基本になるかと思えます。まず自分たちでできるところは自分たちになろうかと思えますけれども、修繕状況によっては修繕費をお願いする形になる部分も出てきようかと思えますが、学務課のほうで修繕対応していくということで考えております。

委員長 淀川豊君。

10番 具体的にお話をすると、旧川尻小学校も公民館前の廊下のドアの前の部分が、雨が降ると昨年あたりから雨漏りで廊下に水がたまるような状況ですけれども、そういったことも今回の令和2年度の工事を考えれば、まず学務課で対応していただけるということよろしいですか。

委員長 学務課長。

学務課長 公民館として利用している状況でありますので、雨漏り等であれば改善しなければならない状況にあると思えますので、そこは修繕をしていくという方向で取り組んでいきます。

委員長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから1点だけ、決算とはちょっと離れたお話になろうかなと思えますけれども……

委員長 決算について質疑をお願いします。

3番 決算と同じことに関して……

委員長 であれば質問をお願いします。

3番 決算附属資料の134ページの西和賀高校魅力化支援事業ということで、語学研修参加者ということで、10名ということになっておりますけれども、応募に当たりまして何人ぐらいの方の応募があったかということ、その辺をちょっとお聞かせいただければと思います。

委員長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

令和2年度につきましては、オーストラリア派遣ができなくて、福島県のブリティッシュヒルズという語学研修施設がありますので、そ

らのほうに10人ということで派遣させていただきました。応募に当たっては、10人を超えておりました。ただ、1人、2人超えた部分で、学校さんのほうで面接等を行って、派遣者を決めていただいたという状況でありました。

委員長 柳沢安雄君。

3番 私このことについては、前々から何度も質問させていただいたところでございますけれども、できれば10名以上にオーストラリア派遣もしていただきたいということを毎回申し上げておりましたので、今の説明では10名以上の応募があったということの説明でございますので、今度もし、コロナが収まりまして、オーストラリアへの研修ができるようになりましたら、10名以上の方を引率してほしいものだなと思っておりますので、その辺は要望しておきます。よろしくお願いいたします。

委員長 要望として受け取っておきます。

ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで学務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで学務課への質疑をひとまず終了し、次の生涯学習課の審査に移るため、10時45分まで休憩いたします。

午前10時35分 休 憩

午前10時45分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、生涯学習課の審査を行います。生涯学習課が所管する10款教育費について、生涯学習課長から事業の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長 おはようございます。生涯学習課長の柳沢です。よろしくお願いいたします。

初めに、説明員を紹介します。私の左側から、課長代理の小田島満成になります。同じく課長代理の刈田明宏、後ろの列ですけれども、主査の高橋千賀子、主査の高橋竜也、主任の田中克哉が出席しております。

それでは、教育委員会生涯学習課が所管する主な決算内容についてご説明申し上げます。皆様に配付しております生涯学習課を抜粋した決算書で説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

生涯学習課の歳出につきましては、一般会計10款4項社会教育費及び10款5項保健体育費となります。生涯学習課の担当係としましては、社会教育、芸術文化、スポーツの3つの分野に分かれてございます。

初めに、社会教育の分野からですが、決算書の5ページをお開き願います。10款4項1目社会教育総務費になります。社会教育総務費では、町民大学事業や高齢者大学事業、子育て教育、家庭教育支援事業、男女共同参画推進事業、教育振興運動、学校支援地域本部事業などの各種事業の経費と当課所管の公用車、青年女性会館、旧左草小学校の維持管理費用となっております。

決算附属資料の140ページを御覧ください。初めに、教育振興運動推進事業です。決算額37万5,000円ですが、湯田地区、沢内地区教育振興会に活動補助金として交付し、旧小学校区の実践班の活動を支援しております。下の表になります。町民大学講座事業、決算額18万6,000円ですが、実施状況にあるとおり、5種類の講座を開催しております。講師謝礼と講座に係る材料費等の購入を行っております。男女共同参画フェスティバルについては、オンラインにより基調講演の視聴を行ったほか、絵画教室、西和賀高校生を対象とした話し方教室を開催しております。④の「沢内風土記を読む」では、西和賀地域に関するものを題材として取り入れるということで取り組んだもので、元年度の中国文学講座に引き続き、地域おこし協力隊に沢内風

上記について現代版に編集していただき、講座を開催しております。⑤番のHUGの講座ですけれども、コロナウイルス感染症対策として参加人数を制限した形で4回開催しております。

附属資料の141ページを御覧ください。高齢者大学講座事業、決算額14万9,000円は、学習会に係る講師謝礼や消耗品費、送迎バスの運転手の費用になります。令和2年度は39名が入学し、全5回の学習会を実施しております。学習内容については、アンケートなどを参考に学園生から運営委員を出していただいて、運営委員と協議しながら進めております。

附属資料の233ページを御覧ください。2番に高齢者大学講座事業の各学習会の内容を掲載しております。同じページの上段を御覧ください。1番の出前講座事業ですけれども、町民の自主的な学習を支援するため、各種講座をメニュー化し、無料で講師派遣を行う事業となっております。西和賀高校の総合学習や、地域が運営する高齢者サロンなどのメニューとして利用いただいております。(1)の学習講座の開設状況にあるとおり、利用回数、延べ受講者数が前年度の約半分となっております。新型コロナウイルス感染症の影響により、出前講座の開始自体が7月になったということもありますし、集会等の自粛等もあり、全体的に利用者数等が減少しているといった状況になります。

決算附属資料の142ページを御覧ください。子育て教育支援事業では、社会福祉協議会の子育てサロンと連携し、クラフト講座や絵本の読み聞かせの開催、下の表の家庭教育支援事業では教育振興運動と共催し、情報メディアや子育てに関する内容の講座を開催したところです。

附属資料の143ページを御覧ください。男女共同参画推進事業3,000円は、研修の資料代となっております。男女共同参画の推進を図るため県が主催し、男女共同参画サポーター養成講座を継続して開催しております。盛岡市までの移動がネックとなっており、例年あまり希望者が

なかったのですけれども、2年度については全日程がオンラインとなったこともあり、2名の方が受講し、最後まで受講され、認定証もいただいているというような状況になっております。

下の表の学校支援地域本部事業です。25万8,000円は、県補助金をいただき、コーディネーターの人件費等に使われております。コーディネーターについては、湯田地区、沢内地区に各1名配置し、学校が必要とするボランティアの呼びかけや参集の中継ぎ、児童生徒等の活動の状況を地域に紹介する広報紙等の発行をお願いしているものです。

続いて、決算書7ページを御覧ください。10款4項2目公民館費となります。地区公民館6館、分館38館の維持管理費が主な支出になります。11節修繕料178万2,000円は、柳沢公民館と野々宿公民館の駐車場の舗装の修繕、湯本地区公民館の機械室配管の漏水や非常用照明器具の修繕などを実施しております。

10節需用費の不用額115万円の内訳については、地区公民館の光熱水費のうち電気料が49万円ほど、修繕費の部分が48万円ほど不用額、未使用となっております。

附属資料の235ページを御覧ください。ページの一番下に各地区公民館の利用状況の表がございます。括弧の数字が令和元年度の数字ですけれども、コロナウイルス感染症の影響により、地区公民館の利用機会が減少したことにより、特に電気料金の予算が残ったものと考えております。修繕料については、突発的な修繕に対応するための小修繕の予算が不用額という形で未使用となっております。

同じく決算書7ページの下段は、10款4項3目図書館費となります。川尻と太田、さわうち病院の各図書室と移動図書館車の維持管理費用となります。新刊図書の購入が257冊ありました。図書室や巡回図書による図書の貸出し、読書ボランティア養成講座などを行っております。

決算附属資料の235ページを御覧ください。3

か所の貸出し冊数は1,164冊で、前年度と比較し17%ほど減少しております。大きくはコロナウイルス感染症により、2か月間休館したことが減少の要因と考えられます。中高生の図書ボランティア養成講座は、2名の参加となっております。感染症予防のため、少人数で募集したものととなっております。受講者には農業まつり内で絵本の読み聞かせのボランティアを計画しておりましたが、中止ということになって、実践の機会を今回は持つことができなかつたというような状況になります。

決算書9ページを御覧ください。10款4項4目民俗資料館費及び10款4項5目美術館費となります。資料館、美術館、デッサン館の管理業務委託料や施設の維持管理費となっております。資料館費の12節委託料の不用額27万円と美術館費の12節委託料の不用額11万円については、当初豪雪のため除雪業務を業者に委託する費用を予算化したところでしたが、後半の降雪が落ち着いたことにより、一部未使用となったものです。資料館費の14節工事請負費726万円、美術館費の工事請負費610万5,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をいただき、館内の空気循環の改善を図ることができております。

同じく決算書9ページ下段からは、10款4項6目文化創造館費となります。決算書の11ページを御覧ください。7節報償費4万8,980円は、銀河ホール在り方検討委員会の委員への謝金となっております。11節需用費、修繕料499万8,900円のうち346万5,000円は、雨漏り調査業務委託の結果を受け、各所防水部分修繕を行ったものです。懸案であった雨漏りについて、大きく改善が図られております。なお、工事中に判明した新たな漏水箇所については、令和3年度の予算で改修を進めておるところです。12節委託料ですが、上から3行目、除雪業務委託料24万6,400円は、豪雪のため通常より回数を増やして対応したところ。14節工事請負費

697万4,000円は、落雷対策用避雷システムの設置工事を行っております。17節備品購入費では、新型コロナウイルス感染症の臨時交付金をいただき、サーマルカメラ1台、ベルトパーティション15本を購入しております。

附属資料の144ページの下の表を御覧ください。中学生演劇講座事業67万1,000円は、町内の中学校生徒を対象に授業の一環として専門家による演劇指導を行い、演劇を通じた教育活動を展開することができました。沢内中学校につきましては、長年お願いしている講師の都合により、2年度については来町がかなわないことから、学校との協議により実施を取りやめたというところとなっております。

附属資料の236ページを御覧ください。銀河ホールの利用状況ですが、雨漏りの調査や改修工事のため自主事業を縮小しておりました。それに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により3か月の休館などがありましたので、利用人数は大きく減少しているという形となっております。

決算書の13ページを御覧ください。18節負担金、補助及び交付金、リモート芸術塾スタートアップ事業補助金25万円は、新型コロナウイルスの臨時交付金事業で、芸術文化関係者を対象とした支援事業となります。当町では、1団体に対してリモート芸術塾の立ち上げの費用について補助を行っております。事業内容については、リモートでの芸術塾を開校するための環境整備、機器等の購入や各種サービス等の契約など、あと受講者募集に係る宣伝費、カリキュラム、教材作成費用などとなっております。

10款5項1目保健体育費になります。学校開放事業やスポーツ推進委員の活動費、スポーツ団体、各種スポーツ大会等の開催費や大会派遣補助のほか、錦秋湖ボートコースの維持管理などの予算となっております。10節需用費、不用額62万4,956円ですけれども、高総体、ボート大会の中止による燃料費の残が6万円と、学校

開放グラウンド照明の電気料が6万円、東京オリンピック事業の需用費が35万円ほど未使用ということで、不用額として残っております。

決算書15ページを御覧ください。10款5項2目体育施設費です。各スポーツ施設の維持管理費用となります。2節給料、3節職員手当等、4節共済費については、各施設の会計年度任用職員の人件費となっております。2節給料の不用額93万2,900円のうち40万円については、湯田スキー場、志賀来スキー場の従事員の給与の残額となります。3節職員手当等の不用額46万881円ですけれども、そのうち40万円についても、両スキー場の従事員の手当の残額となっております。今シーズンは、豪雪によりゲレンデやコースの整備時間数も増えておりましたので、3月議会のほうで増額補正の手続を取っていただきましたけれども、天候の落ち着き等から残額が多めに残ったという形になっております。

決算書18ページを御覧ください。14節工事請負費の1行目になります。志賀来スキー場LED照明設備設置工事は、コース内4か所にLEDの照明を設置したものです。工事請負費2行目、湯田トレセンホームタンク設置及び地下タンク廃止工事55万円については、18ページの上から2行目のほうに地下油タンク清掃業務委託料というのがありますけれども、湯田トレセンの清掃業務の点検の際において油漏れが判明しましたので、その対応ということで油タンクの廃止を行ったものです。その次、沢内トレセントレーニングルーム改修工事87万3,400円は、太田図書室を移転するため、暖房パネルや流し台、給湯器の撤去、カーペットなどの改修を行ったものとなっております。

17節備品購入費では、志賀来スキー場にギャラリーネットとしてネット10枚と専用スタンドポール30本を購入しております。また、温泉プールに多人数用ロッカー1台、サーマルカメラ1台、またスポーツ事業用にクイックテント3張りと三方幕6枚を購入しております。

最後に、附属資料の237ページを御覧ください。

(2)として、体育施設の利用状況を掲載しております。体育施設についても昨年度と比較すると、スキー場以外については新型コロナウイルス感染症の休館もあり、全体の利用日数、利用者数が減少しているというような状況になっております。

以上で生涯学習課の所管する主な決算についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

委員長 生涯学習課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私からは、2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず第1点は、附属資料の143ページ上段の男女共同参画推進事業ということで質問させていただきますが、決算額が3,000円ということで、少額の事業であります。男女共同参画推進は地域にとっても、これからも重要な部分であるということで質問させていただきますが、いわて男女共同参画サポーター養成講座で2名が認定をされたということのご答弁をいただきましたが、認定された2名は今後地域で男女共同参画推進に関する具体的にどのような活動をしていくとお考えになっているのか、その点についてを聞きたいと思います。

もう一点は、附属資料の52ページ、第2次総合計画、基本施策における目標指数の推移ということの中で、だれもが参加できる生涯スポーツの振興で、地域型スポーツクラブ等のNPO団体設立ということで、令和3年度まで目標値1ということで、令和2年度も設立には至らなかったということですが、総合型スポーツクラブ等の設立に向けて、令和2年度はどういった取組というか、検討というか、討議というかをされたのか、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 初めに、男女共同参画推進事業になります。決算額3,000円となっておりますけれども、普及啓発事業で町民大学講座事業とも合わせておりましたので、男女共同参画推進事業の決算額については3,000円ということで、少なくともなっております。

男女共同参画サポーターということですが、県が推進しているもので、全10回程度の男女共同参画に係る講座を受講するといったものになっております。基本的には、各個人が受けて、各市町村のほうで個人的な活動の部分ですとか、各地域の男女共同参画推進のほうのお手伝い等に当たるための養成講座となっております。

西和賀町については、ずっと以前ですが、平成20年度頃に1名程度の受講があったということとなっております。現在その方も町内にはいない方ということもあります。今年度2名ですが、受講いただいたところで、今後の活用についてですが、今まで特になかったのですが、来年度男女共同参画プランの見直しもありましたので、今後進めていく中で、養成講座を受けた方、サポーターの方も何らかの形で関わっていただけるような形で進めていきたいということでお願いしたものです。

52ページの総合型スポーツクラブについてですが、こちらについては令和2年度の活動の状況というのは、各市町村でやっている部分の情報の収集の範囲でとどまっているというところとなっております。

委員長 淀川豊君。

10番 サポーターについては理解をしました。

総合型スポーツクラブ等のNPO団体の設立については、私も10年以上前に生涯スポーツ等の委員だったと思いますが、その当時に当地域に総合型スポーツクラブ等の設立ということで、委員会の中でも話をした記憶があります。その当時も、なかなか当地域においては無理ではな

いかなというような話の内容が10年以上前の委員会の結果であったというふうに記憶しておりますが、今回総合計画の目標指標にこうして明確に記載をされているわけですが、総合型スポーツクラブ等のNPO団体の設立については、行政主導でNPO団体を設立したいというふうに考えているのか、それとも民間からやっていきたいというような声を待っているのか、その点についてはどのような姿勢なのかお聞きしたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 スポーツクラブについてですが、民間のほうから声をかけていただけるのが本当は一番いいのかもしれませんが、今回総合型スポーツクラブの部分が検討の状況だということについては、淀川委員さんもおっしゃられたとおり、西和賀町ではなかなか難しいのではないかなというような、そういった主導する人材の部分を確保するのがなかなか難しいというような状況となっております。

そうした中で、やっぱり難しい状況の中で、なかなか民間からというような形にはならないかと思っておりますので、町が主導するような形で考えていくべきなのではないかなというふうに考えているところですが、なかなかいい人材等も見つからないですし、そもそもこの町になかなかなじまないような事業であるところも難しい状況という形で、検討の形が続いているというような状況となっております。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 課長から、なかなか地域になじまないのではないかなというような答弁をいただきましたが、そもそも担当課が、昨日もそうですけれども、そういった目標値は達成できないというような答弁を昨日課長からいただいた課もありましたが、そういったところが基本施策の目標指標に出ているということがどうかなというふ

うに私は個人的に思いますが、人材がいらないということでありますが、行政主導でやりたいということであれば、例えば現状では地域型スポーツクラブ等ができそうな団体といえ、例えばですけれども、水泳協会であるとか、そういったところであれば可能性はあるのかなというふうに個人的には思いますが、やはり目標指数に出ているわけですから、行政として少しそういう団体と接触を図るだとか、ちょっと話をしてみるだとか、そういう具体的な行動を取っていかなければ、これが何のために前期計画の基本計画にのっているかということになってしまうのではないかなというふうに思いますが、その点はいかがですか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 例えば水泳協会ということでしたけれども、以前に水泳協会さんのほうともお話をさせていただいたことはありますが、実現には至っていないというようなところになっております。

委員長 淀川豊君。

10番 水泳協会は例えばの話で、もう少し行政のほうから積極的にアプローチをして状況を変えていくような動きがなければ、今までと同じであれば、ここの目標にのせないほうがいいのではないかなと思いますが、その点についてはどうですか。目標にのっている以上は、担当課として活動、あるいはそういった議論を頑張っていくということであればいいのですが、今の状況では目標にはなっていないのではないかなということの意味合いですけれども、その辺はどうですか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 立ち上げについてですけれども、スポーツ推進委員の協議会でずとか、体育協会の団体等に以前少しお話ししたことはありましたけれども、またさらに改めて声をかけるなどして、ちょっと検討を深めていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 私からも2点ほど質問させていただきませう。

決算審査資料の12ページに委託料として文化創造館の委託料が出ております。支出総額で870万ほどですけれども、銀河ホールだと思いますけれども、銀河ホールでは照明施設の大規模改修で1億2,000万ということが検討されているようだけれども、在り方検討委員会のほうは、なかなかコロナで進まなかったというのは以前答弁いただきました。もし1億2,000万という照明施設が整備されれば、この委託料の中で幾らか削られていくものなのか、それともこれについては照明施設が1億2,000万で整備されても、毎年この程度の800万から900万の委託料はかかっていくものなのか。また、この不用額の内容についてお伺いいたします。

それと、クロスカントリーの大会が今年行われまして、コロナのためはかなり人数制限されて、例年の半分以下で行われたと思うのですけれども、事業費決算が前年度の7万5,000円より、35万3,000円と逆に事業費が上がっている、この内容についてお伺いいたします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 文化創造館費の委託料について、不用額については1行目と2行目にある文化創造館管理業務委託、清掃業務委託、管理人さんと清掃員さんの業務委託料がコロナの休館等により少なくなったものの不用額となっております。

照明基盤の改修が終わったら、この委託料の中で要らなくなるものがあるかどうかについてですけれども、非常用発電機模擬負荷試験については、これは単年度のものになりますので、こちらは毎年あるものではありませんが、照明基盤のほうを整備になりましても、それ以外の保守業務委託料については同じほどの費用がかかるということになります。

あと、クロスカントリースキー大会の補助金についてですけれども、元年度が7万5,000円で今年度が35万3,000円ということですが、元年度につきましては降雪不足によりスキー大会を中止しておりましたので、その部分の不用部分は返却しておりますので、決算額が増えたような形になっております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 文化創造館、銀河ホールについてですけれども、先ほどの同僚委員の質問と同じようになるのですけれども、総合計画の前期計画で文化活動についてもNPO団体の設立が予定されております。在り方検討委員会は、コロナの関係でたしか1度ぐらいしか開かれなくてという話だったので、在り方検討委員会の方向性として、将来は銀河ホール、文化創造館の委託を……文化活動のNPO団体を設立し、委託していくというような考え方も含めた在り方検討委員会なのかについてお伺いいたします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 文化活動のNPOに関してですけれども、在り方検討委員会のほうでは、そういった運営体制のほうの部分についても町のほうで方向性を示した上で検討していくという形になっておりますので、選択肢の一つとして検討の中で含めて検討するというような形になります。

委員長 深澤重勝君。

7番 1点だけ、確認も含めてお伺いしたいと思いますが、ただいま同僚委員からもありましたけれども、クロスカントリースキーの関係で、事業概要について、新型コロナウイルス感染予防のため規模を縮小して開催したということですが、いわゆるコロナ感染対策、これについて、こういう屋外競技については規模縮小と併せて具体的にどのような対応をなされたか、克明に、やらせたことをお伺いしたいのですが。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 クロスカントリー大会のコロナ対策についてですけれども、クロスカントリースキー大会について、開催する方向としてどういことができるのかといった部分で、コロナ対策について検討をさせていただいたところです。

コロナ対策については、まず体調の記録表を確認するというので、チームの方に大会前後の体調の記録を取っていただき、体調不良の部分にあっては、大会参加を見合わせていただきたいというような部分をお願いしておりますし、志賀来ロッジ、ドームの出入口への手指の消毒液の設置ですとか、常時マスクを着用するといった部分、あと競技のガイドラインがありますので、それに沿った形で、例えばスタートエリアでは選手同士、コーチ、運営スタッフ等は1メートルから2メートルの対人距離を取るといった対応、あとゴールエリアではフィニッシュした選手は1から2メートルの対人距離を取るとか、ゼッケンについてはこれまで役員が取って回収していたのですが、選手個人が回収箱に自分で入れるような形を取っていただくですとか、観戦者についても常時マスクの着用ですとか、ネックウォーマーでもいいですので、そういった飛沫感染対策をお願いしております。

あと、大会の全体については、開会式と表彰式についても行わないで時間短縮としたものですし、あと食事を取るのが感染の危険性が高いということもありまして、いつもお昼を挟んで大会をしておりましたけれども、昼食の提供はないような形で、時間も短縮してという形で、午前中、昼ぐらいまでで終わるような形となるように、大会の種目のほうもマスターズの大人の大会の部分については中止させていただきまして、リレーのほうもちょっと中止という形にさせていただいて、中学生の男女と小学生は5年生以上というふうな形で、時間を短縮できるような形でコロナ対策を取ったという形になっております。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 今具体的な大会開催上の、いわゆる予防のための今申された一般的な、俗に言う留意事項的な部分が圧倒的に多いというような、一般的に言われている競技をするための云々ではなくて、ごく一般的にやらされているような内容だなということを感じました。具体的にはそのとおりでと思いますが、例えば志賀来のコースを何かに利用するために、コロナ対策でこういうことをやらなければならないということは別にあつたのですか、なかったのですか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 コロナ感染対策ですけれども、一般的な部分もありますし、ほかの大会などのほうの情報なども収集しながら、感染対策に当たったところでは、コロナの部分で、コース自体のコロナ関係の対策という部分については、特に対応はしておりません。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 今具体的に、決算と関わる問題ではないですから、これ以上深入りはしませんけれども、またいつか機会を設けたいと思いますが、いわゆるコースを使う段階で、コロナ対策が十分対応できないというような答弁をいただいた経緯があつたものですから、具体的にコースを使う上で特別なコロナ対策を大会においてやっているのかなということを確認したかったわけでありまして、そのことを付け加えておいて、この件については終わります。ありがとうございます。

委員長 高橋輝彦君。

6番 附属資料の141ページの下段でございます。成人式記念式典開催事業ということで、令和2年度から開催ができないということで令和3年度に移したわけですけれども、継続事業ということの意味でお伺いしますけれども、まだコロナというのは収まらないのかなという感じ

がしますけれども、この事業は今後どのようにお考えでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 成人式記念式典についてですけれども、今年度8月15日に開催をする予定でしたが、直前になってコロナウイルス感染症が拡大したということもあり、8月の開催は急遽延期させていただいたところになります。今年度開催するに当たりましては、PCR検査ですとか、そういった対応、コロナ対策も考えながら、対応していくというような形で考えておりました。

今年度8月の延ばした部分についてですけれども、今後地元の成人者の代表の方々と検討して、どのような形で進めていくのがよいか協議するというような形で考えております。8月の段階では、コロナもこれだけ拡大するということもなかったもので、会議のほうは9月のほうを予定しておりましたが、今はちょっとまだ会議の参集なども自粛がありますので、落ち着いたら成人者のほうと協議しながら進めていきたいというふうに考えているところです。ただ、今事務局としては、令和2年度については可能であれば冬のほうに開催ができればいいのかなというふうに考えておりますし、今年度対象の成人者については今年度中か来年度まで、令和2年度について1年延ばしておりますので、来年度までの範囲で相談して決めていきたいというふうに考えているところです。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 これで生涯学習課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで生涯学習課への質疑をひとまず終了し、昼食のため1時まで休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午後 1時00分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

建設課の審査を行います。建設課が所管する8款土木費、11款災害復旧費について建設課長から事業の説明を求めます。

建設課長。

建設課長 お疲れさまでございます。ただいまから建設課の決算審査をお願いいたしますが、初めに本日の出席職員を紹介いたします。私は、建設課長の高橋光世です。それから、課長代理の北島克人です。技術主査の高橋武弘です。同じく大島浩輝です。主任技士の佐々木久和です。以上、5名の出席となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和2年度建設課所管の決算内容について、実施した事業を中心に説明いたします。まず、歳出の8款土木費の決算額ですが、下水道会計への繰出金を除くと5億9,722万5,995円となりました。また、翌年度に繰り越したものは町道下の沢線道路改良工事など、合わせて8つの工事で1億5,341万円となっております。

お配りしてあります建設課所管分を抜粋した歳入歳出決算書に基づきまして、款項目別に決算内容をご説明いたします。土木総務費と道路橋りょう総務費については、職員の人件費及び需用費、コピー機の借り上げ等に要した支出でございますし、道路台帳の補正業務委託、各種団体への負担金に要した支出でございます。

次に、3ページ、4ページをお開きください。8款2項2目の道路維持費ですが、10節需用費の支出済額2,510万8,342円のうち修繕料2,266万2,284円については、道路路面の劣化による補修や、側溝、ガードレール等の道路安全施設の修繕のほか、道路維持車両の修繕に要した支出でございます。12節委託料の道路環境整備業務委託料313万2,000円は、山岳観光振興のため登山道につながる町道等4路線のパトロールや草刈り、簡易修繕等を町内建設業者に委託

したものであります。

続いて、同じく2目14節工事請負費ですが、町道川尻小繋沢線の落雪防止網の補修工事と町道蛭山線の舗装補修工事が主なものでございます。

続いて、5ページ、6ページをお開きください。3目道路除雪費のうち2節、3節、4節までは、昨年度から会計年度任用職員として採用を行っております除雪作業員に係る給料等の人件費でございます。また、7節の報償費6万円の支出ですが、昨年度に創設しました除雪作業員の表彰規程に基づき、3名の表彰を行ったことに伴う費用でございます。10節需用費は、除雪機械のチェーンやカッティングエッジなど消耗品の購入や、除雪車両の燃料費、車検等に伴う修理費に支出したものであります。

ちなみにであります。3目道路除雪費のうち、ここまでに説明した2節の給料から10節の需用費までは、その年の雪の降り具合によって増減する部分でありまして、令和2年度シーズンは数年ぶりの豪雪でありましたので、それを最も端的に表しているのは燃料費ではないかと思っておりますが、令和2年度が3,590万円余りであったのに対し、雪が少なかった令和元年度はその半分以下の1,480万円となっております。このほかには除雪作業員の時間外勤務手当も同様の傾向となっており、本町の土木費の決算状況はその年の降雪量に一定の影響を受けてしまう仕組みにあることは致し方ないところであります。

続いて、7ページ、8ページをお開きください。14節工事請負費は、前年度に引き続き町道鍵沢線の防雪柵を設置したものでございますし、17節備品購入費は除雪ドーザ1台を更新したものでございます。この詳細につきましては、決算附属資料125ページに掲載しております。

続いて、4目道路新設改良費ですが、ほとんどが町道下の沢線の道路改良工事に伴うものでありまして、こちらにつきましても決算附属資

料126ページ上段に詳細を載せてございます。

次に、5目橋りょう費、12節委託料は、橋梁補修工事に係る設計業務及び積算資料作成業務の委託料と、道路橋定期点検業務委託になります。また、14節工事請負費では、町道中村柳沢線の細内川橋の改修工事と、飯豊橋、小杉沢橋の補修のほか、令和元年度からの繰越し予算で町道東側幹線の湯の沢橋、桐沢1号橋の補修工事を実施しているものです。なお、繰越明許費に8,686万5,000円を計上しておりますが、これは町道大石笹原線の三工場橋の補修工事をはじめとする、合わせて5つの橋の工事費でございます。

続いて、決算書9ページ、10ページをお開きください。3項河川費でございます。14節工事請負費ですが、大八郎川、小繋沢川の改修工事を行っております。決算附属資料の127ページ下段に掲載しております。

続いて、5項の住宅費ですが、11ページ、12ページをお開きください。建設課で所管している公営住宅の維持管理については、長寿命化計画に基づき予防保全の観点から計画的に修繕工事を実施しているところでありまして、令和2年度につきましても、町営猿橋住宅4棟8戸に係る屋根、外壁等の改修と、町営湯田住宅10戸の給湯設備の更新を実施しております。また、18節負担金、補助及び交付金87万6,000円ですが、住まいづくり応援事業ということで、住宅の水洗化工事、バリアフリー工事、断熱工事、耐震補強工事のいずれかを町内業者が施工する場合に、その経費の10%を補助するものでありますが、令和2年度は5件の補助金交付を行っております。

土木費の歳出に係る説明は以上のとおりです。

続いて、歳入についての説明です。決算書の冒頭に戻っていただき、表紙をめくった1ページ、2ページを御覧ください。15款1項6目土木費使用料の590万円の収入未済は、町営住宅使用料1件と特定公共賃貸住宅使用料1件の、

いずれも過年度分に係るものでございます。

16款国庫支出金の2項の国庫補助金は、道路橋梁に係る6つの事業に対して9,555万9,000円、また住宅改修事業に対して1,475万9,000円の交付を受けております。

次に、17款県支出金ですが、2項5目2節の道路橋りょう費補助金2,000万円は、令和2年度冬季の大雪に伴い、道路除雪に要する費用に対して岩手県から臨時に補助金交付があったものでございます。

3ページ、4ページをお開きください。23款町債では、土木債で合わせて1億7,720万円の借入れを行い、各事業の財源として充当されているものでございます。

最後に、歳出の11款災害復旧費についてであります。抜粋決算書の最後のページ、11ページ、12ページをお開きください。2項1目現年発生災害復旧費ですが、10節需用費では、国庫補助の認定を受けることができない単独事業として道路災害6件、河川災害12件の修繕を行っております。14節工事請負費のほうは、災害認定を受けたものであります。河川災害3件について予算計上を行ったものの、全て令和3年度に繰り越して工事を実施しているものでございます。

以上で建設課に係る決算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

委員長 建設課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 私からは、2点ほど質問させていただきたいと思っております。

抜粋の決算書6ページの中段、需用費の中の、これは道路除雪費の中の修繕料6,200万ということで計上されておりますが、この中には除雪車の車検代等も含まれていると思っておりますが、この6,298万5,617円については、車検代がほぼ全額か、それ以外の修繕料があるのか、その点に

ついてお伺いしたいと思います。

もう一点は、決算附属資料の53ページ、第2次総合計画の基本計画の基本施策における目標指標の推移ということで、民間委託除雪延長が令和2年度の実績値で28年から変わらないような状況のようではありますが、今までも建設課と、恐らく西和賀建設会といろいろな協議をしながら現状に至るかと思いますが、令和2年度でどのような取組あるいは協議をしたのか、その辺、4月から建設課長になられた課長に質問するのはちょっと申し訳ないなというところもあります。代理等もいらっしゃるので、その辺の状況はご理解をしているということだと思いますので、ご説明のほどお願いいたします。

委員長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

1点目の道路除雪費の修繕料ですけれども、6,298万5,617円のうち車検に伴う支出が6,200万円余り、したがってこれはほぼ車検に伴う修繕料でございました。

それから、民間委託に関してでございますが、昨年10月に西和賀建設会さんのほうと除雪の委託についての話し合いをする機会を1回持っているようでございます。その際は、直営の除雪作業員の確保もちょっと不透明だということもありまして、一部路線について民間委託をしようとしたしまして、予算要求までいった経緯はございますけれども、結果として委託には至っておりません。今後も直営の除雪作業員の確保はますます難しくなってくるのが予想されておりますので、民間委託については今後も継続して検討課題としているところでございます。

委員長 淀川豊君。

10番 修繕料の6,200万は、ほぼ全額車検代ということのようですが、令和2年度、課長からの説明もありましたが、豪雪のシーズンであったというふうに思いますが、町長からも議会ごとにいろいろ専決処分で事故の専決の報告等ありますが、令和2年度では除雪関係で何件の事故

があったのか、その件数についてお聞きしたいと思います。

民間委託の除雪については、建設会と協議を何回もしているのだというふうに思いますが、なかなか民間委託につながっていかないような、例えば現状を考えると、今までのような考え方であったり、やり方ではなかなか民間委託の延長が伸びていかないのかなというふうに思いますが、少し切り口を変えて民間委託を考えるだとか、そういうことは考えたりはあるのか、その点について。

委員長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

令和2年度中の除雪に伴っての事故の件数ですけれども、今ちょっと手元にまとまった資料をあいにく持ち合わせておりませんでしたので、詳細につきましてはあしたの総括質疑の前に資料といたしますか、件数等はお答えさせていただきたいと思います。職員の記憶といたしますか、話ですと、保険を使ったものは1件だけだったというふうに、それはお答えできると思いますが、いずれ詳細はあしたお答えさせていただきたいと思います。

それから、除雪の民間委託についての考え方でございますが、私個人としては、除雪業務というのは本来直営でやれば、直営が一番ベストな方法だと思っております。現に西和賀町は、これまでほとんど直営でここまで除雪を維持してきて、県内外から西和賀の除雪技術は非常に評価を受けているものと思っております。

ただ、どうして民間委託を検討しなければならないかと申しますと、先ほどから申し上げているとおり、直営の除雪作業員の確保が年々難しくなっているということに端を発しているわけでございます。そうしますとこれは、単に民間委託をしたからといって解決できる問題でも一方ではないわけでございます。その辺は当面といたしますか、目先の改善には、直営の作業員が見つからないので委託したというこ

とで、目先のその場しのぎにはなるかもしれませんが、今言った根本的な解決にはつながらないわけでありまして、そういった辺りを将来を見据えた、目先の対応ももちろん大事ですけれども、除雪業務の在り方については将来的な課題として、単に民間委託だけではなくて、そのほかの方法も含めて、総合的に検討を行っていきたいと思っていますところでございます。

委員長 淀川豊君。

10番 除雪の事故件数については、資料についてはあしたの総括会議でということですが、毎年毎年事故の専決の報告を我々は受けております。その修繕等の費用については保険対応で、もちろん一般会計からの持ち出しがないということだと思いますが、やはり安全作業をしていただきたいなというふうな思いがあって、我々も例えば現場では安全作業をするようにということで、安全には大分各事業所も取り組んでいるような状況でありますので、その中で毎年毎年ゼロの年がないということは、口頭注意なのか、文書で注意しているのか分かりませんが、もう少しオペレーターに対する安全教育であるとか、作業員に対する安全教育を今までの切り口とは変えてやっていかないと、ゼロには近づかないのではないかなというふうな感じがしております。熟練したオペレーター、運転手による事故が多いのか、経験の少ない方による事故が多いのか、少ないのかも、ちょっと経緯は分かりませんが、少し直営班の事故を、もちろん豪雪のシーズンは時間も長くなりますし、事故に遭うリスクというのはかなり高くなるというのは承知の上ですが、そういうところを行政のほうでも目指していただきたいなという思いで質問させていただきました。

民間の除雪の委託については、今課長から、民間委託以外の可能性等も切り口として考えていきたいというふうなご答弁がありました。業界の窓口で建設会と話をしているということだと思いますが、大方建設会の会社は県の除雪

であったりを担当して、それなりに冬のシーズンは忙しいような会社が多いというふうに思いますが、例えば県の除雪をしていないような建設会社でも、そういった除雪作業をしていきたいというような意気込みもある会社も現状であるように聞いておりますので、いろいろな切り口で今後民間の除雪、あるいは直営班の作業員の確保がなかなかできにくいというようなことに対しての対応として、少し検討して進めていただければと思います。

委員長 建設課長。

建設課長 ご指摘ありがとうございます。除雪作業中の事故につきましては、私も建設課に来るまでは、議会のたびに町長からの報告があって、単純に随分多いものだなというふうな印象は持っておりました。これは、いろいろと要因はあるかと思えます。1つ今私が分かっている限りでは、間違いなく言えることは、やはり作業員が年々少なくなってきました。以前は2人で車両に乗車しておれたものが、作業員が少なくなって1人1台乗車が今当たり前になってきておまして、その辺がやはりどうしても安全確認がおろそかになってしまう要因の一つであろうかと思っております。いずれにしましても、傾向を分析しまして、ゼロには絶対できないわけですが、限りなくゼロを目指して、事故が少なくなるような取組を進めていければいいと思っております。

それから、民間の委託に関しましては、民間委託では解決できないということで、根本的にはそういうことでありますけれども、ただ、今委員がおっしゃられたようなことも当然考えられると思いますので、そういった点は民間のそういう余力といいますか、お借りしながら、お互いいいような形で町の除雪を担っていければいいかなと思っておりますので、今後ともいろいろ皆様方からお知恵を拝借できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ちょっと補足で、オペレーターの技能向上対

策の一環といたしまして、先ほどもちょっと説明で触れましたけれども、昨年度から除雪オペレーターの表彰制度を創設しております。これは、長年除雪業務に従事して下さって、かつ成績良好な方を表彰してモチベーションを上げてもらうということと、それからそれを見た若い作業員がより自分の技術向上に努めていただくために、そういう制度も設けておりますので、そういったもの等を活用しながら、今後も除雪オペレーターの技能向上に努めてまいりたいと思っていますところでございます。

委員長 柿澤繁俊君。

1 1 番 除雪機械整備事業で持った機械は、毎年のように購入するわけですがけれども、機械購入に対しては、作業員、オペレーターから何か機械に対する要望等がないものかどうかお伺いいたします。

委員長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

作業員から、除雪機械の更新に当たって要望等がないものかということでございます。これは、作業員のほうに聞くと、やはり機械によって、メーカーによっていろいろ扱いやすい、にくいというのがあるようでございます。要望は、寄せられる場合もありますけれども、一方で購入する際は入札によって購入いたしますので、どうしても要望どおりの機種、メーカーがなかなか購入できないという実態にあるようでございます。

委員長 柿澤繁俊君。

1 1 番 入札等でやられると、いつも安いような機械に頼られるのではないかと思いますけれども、やっぱりオペレーターにしてみれば、例えばウインカーを上げて戻らないような機械、また燃料等も大分燃費が違うような機械もあるということで、そういうふうなことを聞き取れば、少し機械は高くなるけれども、長持ちして、燃費もよければ燃料も食わないというような、いろいろな欠点があると思いますけれども、その

辺は考えられないものですか。

委員長 建設課長。

建設課長 もちろんメーカーの違いによって、そういう差は全くないとは言えないと思います。ただ、決定的な差というのはないというふうな、そういう業者、メーカーを選考して入札を実施しているものでございます。

委員長 柿澤繁俊君。

1 1 番 それはそれとして、資格を取るために補助金をどうのこうのと言いますけれども、何件ぐらいの申込みがありますか。

委員長 建設課長。

建設課長 除雪車両を運転するための免許の取得に対して、今年度町の独自に補助制度を設けております。現在2名から申請がございまして、2名に対して補助金の交付を行っているところでございます。

委員長 柿澤繁俊君。

1 1 番 それは、やっぱり資格を取ればすぐお支払いするわけなのですか。何か条件等はあるわけなのですか。

委員長 建設課長。

建設課長 補助金につきましては、免許を取っていただければ、即お支払いしております。ただ、この補助金につきましては、5年間町の除雪作業員として町道の除雪に従事していただくという条件がございます。この条件がクリアできないと、補助金のほうは返還していただくという仕組みになっております。

委員長 柳沢安雄君。

3 番 私のほうから、1点だけお聞かせいただきたいと思っておりますけれども、決算附属資料の213ページの中の主要地方道花巻大曲線、建設促進期成同盟会ということで、令和2年度は11月26日に加盟市町村の課長級の職員による幹事会を行ったほか、総会を書面開催で行ったと記載されておりますけれども、お話しした中の中身などをお知らせいただければと思っておりますけれども。

委員長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

今委員がお尋ねになったのは、主要地方道花巻大曲線の下前地区、笹峠工区の件でございます。こちらにつきましては、まずその上の花巻・沢内間が、ご承知のとおり、今工事進捗中でございます。期成同盟会としましては、こちらの要望活動に主力といたしますか、主眼を置いておまして、笹峠工区につきましては、たしか花巻大曲線のほうの工事の進捗を見ながら、こちらの要望活動については一旦休止といたしますか、そのような話を聞いておりましたので、ちょっと私この会議に出ておりませんでしたので、確かなことは言えませんが、恐らくそのような中身の会議だったろうというふうな想像をしておりますが、詳しくはあしたの総括質疑の前に、前任の者から確認をしてお答えさせていただきたいと思っております。申し訳ございません。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで建設課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで建設課への質疑をひとまず終了し、次の上下水道課の審査に移るため、1時50分まで休憩いたします。

午後 1時36分 休 憩

午後 1時50分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、上下水道課の審査を行います。

認定第5号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の審査を行います。

上下水道課長から事業の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長 上下水道課です。どうぞよろしくお願いたします。

それでは審査の前に、本日同席している職員を紹介したいと思います。課長代理の高橋茂和です。下水道と農集、合併浄化槽を担当しております藤原啓です。それから、全体的な徴収事務を行っております高橋雅仁です。本日同席してはおりませんが、北島友和、水道の維持管理関係をやっております。上下水道課では、職員5人のほか、施設の定期的な巡回を行っている会計年度任用職員2人、それから徴収事務の補助員ということで1人、合計8人で事業を推進しているところです。

それでは、下水道事業会計についてご説明をしていきたいと思っております。下水道事業特別会計は、公共下水道事業と合併処理浄化槽事業の2本立てとなっております。

初めに、下水道事業の概要ですが、附属資料220ページをお開きください。下水道事業は、言うまでもなく、豊かな自然環境の保全、衛生的かつ快適な住環境を提供し、確保するためのインフラとして必要不可欠な設備となっております。公共下水道については、沢内処理区と湯田処理区の2か所それぞれに浄化センターを設置し、平成15年度に供用を開始し、処理区域内の汚水処理を行っております。設備の整備は既に完了しており、整備率は100%、水洗化率は81.2%となっております。

次に、浄化槽設置事業の概要ですが、附属資料223ページをお開きください。浄化槽は、家庭からの汚水を処理するために各家庭に設置する小規模な汚水処理設備です。浄化槽は、基本的におおの世帯で設置する設備ですが、町では自然環境の保全と快適な住環境を提供し、確保するため、町が事業主体となって浄化槽を設置する町設置型事業を推進しています。

本事業は、公共下水道、農業集落排水事業の処理区域外において、浄化槽を町で設置し、使用者から月々の使用料を納めてもらうという事

業で、国庫補助金を充当しながら汚水処理を促進しています。水洗化率は73.4%となっております。

次ページをお開きください。令和2年度末で、町で管理している浄化槽は合計で234基、令和2年度には3基の浄化槽を設置したところです。

それでは、主な支出についてご説明いたします。決算書の279ページ、280ページをお開きください。1款2項1目公共下水道施設管理費、10節需用費の修繕料で1,289万5,916円を支出しております。詳細については、附属資料221ページのとおりです。

なお、不用額568万1,101円を生じておりますが、これはマンホールポンプ等の故障などの不測の事態に備えるための予算を確保しておりましたが、実際には執行しなかったこと等の理由により残が生じたものです。

12節委託料は、2つの浄化センターの管理委託料として4,510万円を支出しております。そのほか施設の電気工作物保安業務などの業務を委託し、施設の維持管理に努めたところです。14節工事請負費は、若者単身者用定住促進住宅の新築等に伴う公共ます設置工事として371万5,140円、湯田浄化センター汚泥脱水機の交換修繕として2,035万を支出しております。

次に、1款2項2目合併処理浄化槽管理費についてですが、11節役務費の汚泥汲取手数料として656万2,600円、浄化槽は年1回の法定点検が義務づけられており、その検査手数料108万1,000円を支出しております。12節委託料は、浄化槽への消毒薬の補充等の保守業務を委託しており、100万1,660円を支出しております。

次に、1款3項1目特定地域生活排水処理施設整備事業費、14節工事請負費は、令和2年度に新規に3基の合併浄化槽を設置し、900万4,600円を支出しております。詳細については、附属資料224ページのとおりです。

2款1項公債費2億6,181万2,934円は、施設整備の拡充に充当した地方債等の元金と利子と

なります。

続いて、歳入の主な内容ですが、決算附属資料のほうでご説明いたします。決算附属資料222ページをお開きください。下水道使用料の現年度分は5,244万5,558円の調定額に対し5,240万3,461円を収納し、徴収率は99.9%となっております。過年度分については38万4,707円の調定額に対し8万344円を収納し、収納率は20.9%となりました。

続いて、分担金ですが、下水道分担金は1件当たり25万円を徴収しておりますが、一括もしくは5年以内の分割での納付を認めているところです。本年度は80万円の調定額に対し、全額を収納しております。

続いて、附属資料225ページを御覧ください。浄化槽使用料は、設置した浄化槽の人槽に応じて徴収しておりますが、現年度分に関しては1,304万7,540円の調定額に対し1,301万3,880円を収納し、収納率は99.7%となりました。過年度分は1万9,140円の調定額に対し、全額を収納したところです。

使用料と分担金以外の歳入については、本事業に当たる経費として、国庫補助金、一般会計からの繰入金、繰越金等を充当しておりますが、これらについては例年計上しているもので、説明については割愛させていただきます。

以上で令和2年度西和賀町下水道事業特別会計の決算の内容説明を終わります。

委員長 上下水道課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第5号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第6号 令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の審査に進みます。

上下水道課長から事業の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長 それでは、令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明いたします。

農集排事業の内容ですが、附属資料の226ページをお開きください。本町の農集排事業は、北川舟浄化センター1か所で、若畑地区と貝沢地区を処理区域として、平成15年度に供用を開始し、汚水処理をしております。設備等の整備は既に完了しており、整備率は100%、水洗化率は75.6%となっております。

それでは、主な支出についてご説明いたします。決算書の291、292ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、18節負担金、補助及び交付金ですが、9万3,596円は水道事業会計への支出となります。

1款2項1目施設管理費、10節需用費、修繕料461万7,800円は汚泥引抜ポンプ修繕で275万円などを支出しております。

なお、同節の不用額113万6,829円は、マンホールポンプ等の故障の突発的な不測の事態に備えるための予算などを確保しておりましたが、実際には執行しなかったことにより残が生じたものです。あわせて、11節役務費の不用額16万7,512円については、通信運搬費や汚泥引抜手数料などの予算を確保しておりましたが、実際には執行しなかったことにより残が生じたものです。

12節委託料は、農集排設備の維持管理は24時間体制となることから、専門業者にこれを委託し、実施しています。なお、委託業務の内容は、浄化センターの維持管理はもとより、水質検査、マンホールの点検等も業務内容に含んでおり、286万円を支出しました。

2款1項公債費4,259万6,594円については、地方債元金の利子の支払額となります。

続いて、歳入の主な内容ですが、決算附属資料でご説明します。決算附属資料の227ページをお開きください。使用料の現年度分に関しては、360万586円の調定額に対し全額を収納しております。

続いて、分担金の収納状況ですが、令和2年度中に公共ますを1基設置しておりますが、当該使用者からは既に分担金を徴収していたため、ゼロ円となっております。

使用料と分担金以外の歳入については、本事業に充てる経費として一般会計からの繰入金、繰越金等を充当しておりますが、これらについては例年計上しているものですので、説明については割愛させていただきます。

以上で令和2年度西和賀町農業集落排水事業決算の内容説明を終わります。

委員長 上下水道課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで認定第6号 令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第9号 令和2年度西和賀町水道事業会計決算の審査を行います。

上下水道課長から事業の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長 それでは、令和2年度西和賀町水道事業会計歳入歳出決算の内容についてご説明します。数値的な部分については、議案上程の際に申し上げておりますので、ここでは水道事業全般に関してご説明したいと思っております。

初めに、決算書1ページ、2ページをお開き

ください。収益的収入及び支出については、支出決算額が収入決算額を上回るという事態が生じておりますが、このことについて若干補足説明をしておきます。これは、地方公営企業法施行令第18条第1項第5号において認められている予算執行に関する規定に基づく処理方法で、支出において固定資産の除却等が生じたこと、水道料の債権放棄を行ったことに起因するもので、いずれも現金支出を伴っておりませんので、このような会計処理をしているところです。

3ページ、4ページをお開きください。資本的収入及び支出について、資本的収入、翌年度へ繰り越される支出の財源を充当する額1,886万8,000円を除いた額ですが、これが資本的支出額に不足する額2,825万1,508円については、繰越工事資金2,766万2,000円と、消費税資本的収支調整額過年度分58万9,508円で補填し、調製しましたので、申し上げます。

それでは、決算書に附属する事業報告書の9ページを御覧ください。令和2年度は、水道事業として公営企業会計に移行して3年目であります。公営企業会計への移行は言うまでもなく、企業として経営状況がより透明になり、経営資産等の状況把握、弾力的な経営等が実現されると言われております。

①の総括事項に関してですが、日常的な維持管理も含め、安全な飲料水の提供に努めてきたところです。②、経営の状況に関してですが、3年連続で赤字となり、2年度は2億2,056万4,819円の純損失を計上しました。

水道事業の収入は、財貨もしくはサービスの対価である料金収入を基本としつつ、一般会計が負担すべき経費に対する一般会計からの繰入金、料金収入等によって償還される企業債、国庫補助金等がありますが、いわゆる水道料の収入に当たる給水収益は、収益的収入のおよそ6割しかなく、収支を改善していくためには、料金改定は避けて通れないものと考えております。さらなるコストカットを行い、収入と支出の両

側面から経営改善を行う必要があると感じているところです。

それでは、事業報告書11ページをお開きください。⑤、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項についてですが、令和4年4月1日から実施するキャッシュレス化に伴い、関係例規を整備したほか、簡易水道時代の例規がありましたので、廃止をしたところです。

12ページをお開きください。令和2年度に発注した主な工事を掲載しております。

13ページを御覧ください。次に、業務関係ですが、現在給水人口が5,254人、2,232戸に給水を行っております。なお、水質検査は法で定められた検査を実施しておりますが、いずれも異常は検出されておられません。

各家庭に設置してある水道メーターですけれども、メーター交換は計量法により8年ごとに交換することが定められており、266個を交換したところです。

15ページ、16ページをお開きください。1件当たり50万円以上の工事、修繕等の契約について掲載しております。

18ページから21ページまでは、収益費用の明細を掲載しております。

22ページから23ページまでは、資本的収入支出の明細を掲載しております。

24ページ以降は、固定資産明細書を掲載しております。

次に、別冊の決算附属資料2ページをお開きください。水道事業の附属資料が添付してあると思いますけれども、その2ページになります。4、使用者等の状況ですが、利用件数は2,378件で、昨年度比でマイナス13件となりました。

4ページをお開きください。(5)、債権放棄の状況ですが、地方自治法の規定により23件、249万8,571円の債権を放棄したところです。7、給水停止の状況は表のとおりとなっております。

5ページを御覧ください。令和2年度末の未

収金の額については、631万597円となっております。

巻末には、水道事業の経営健全性、効率性の指標を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で令和2年度西和賀町水道事業会計決算の内容説明を終わります。

委員長 上下水道課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私のほうから、2点ほど質問したいというふうに思いますが、1点目は令和2年度における漏水修繕対応は、件数でいえば何件ぐらいあったのかということと、上下水道料金調定システムキャッシュレス決済及びコンビニ収納対応に係る改修委託は、令和3年度に繰越しをされたということですが、現状においてはどのような進捗状況なのか、またキャッシュレス決済等は今の見込みでいくといつ頃から実施をされるお考えなのか、その点について2点お伺いしたいと思います。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、お答えします。

最初に、漏水の件数等のご質問がありましたけれども、今手持ちの詳細な資料はありませんけれども、感覚で言いますと大体15件くらいはやったかなという、平均すると月に1件あるいは2件という感じで漏水の修繕対応をしているところです。

それから、キャッシュレス化に伴う現在の進捗状況ということについてですけれども、これについては委員おっしゃるとおり、令和2年度の予算を令和3年度に繰越しをしまして、今実際に進めているところですが、現在のところはおおむねスケジュールどおりには進んでおります。ただし、ちょっとゆうちょ銀行とのやり取りに時間を要しております、というのもゆうちょ銀行さんは振込用紙だとか、非常に細かく体裁が決まっております、それらの調整にち

よっと時間を要しておりますが、予定どおり令和4年の4月1日からはキャッシュレス化できるものということで進めているところです。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 キャッシュレス決済については理解をしました。

漏水修繕対応についてですが、令和2年度、不確定ですが15件くらい、月に1件から2件の対応をしたということでご答弁をいただきましたが、例えば令和2年度の15件というのは、令和元年度から比べて減っているということなのか、増えているということなのか、令和2年度15件の件数を見て、これから漏水修繕対応は同じくらいで推移しているのか、増えていくだろうと予想しているのか、その辺についてもちょっと考え方があれば、お聞きしたいと思います。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 すみません、手元に詳細な資料がないものですから、よろしければ先ほどの質問も含めて、改めて明日にでも提出したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員長 淀川委員、よろしいですか。

(はいの声)

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第9号 令和2年度西和賀町水道事業会計決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで上下水道課への質疑をひとまず終了します。

以上で本日の日程は終了しました。

明日は午前9時30分より総括質疑を予定しております。最初に申し上げましたとおり、総括

質疑にあつては会計課及び複数の款に関する質疑、複数の会計に関する質疑及び全体を通じての総括的な質疑となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 2時19分 散 会